

I 保育所の役割

I-1 理念・基本方針	
(1) 保育所の理念、事業の目的及び基本方針が周知されている。	
評価結果	●保育所の理念、事業の目的及び基本方針が職員に共有化されている。
①	<p>【判断基準】</p> <p>a) 保育所の理念、事業の目的及び基本方針が全職員に向けて明示されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 保育所の理念、事業の目的及び基本方針が全職員に向けて明示されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 保育所の理念、事業の目的及び基本方針が職員に向けて明示されていない。</p>
<p>【I-1 保育所の理念・基本方針等の特記事項】</p> <p>理念・事業の目的及び基本方針を各クラスに掲示するとともに年度当初の会議において園長から理念の解説等を行い全職員に共有化されている。また、途中入職者にも同様に資料を配布し説明を行っている。</p> <p>ホームページ上でも保育所の理念、事業の目的及び基本方針を「社会福祉法人伸晃会基本理念」「保育目標、保育の特徴」で明示している。</p>	

I-2 他機関との連携	
(1) 他の機関・団体等と連携する体制が整えられている。	
評価結果	●他の機関・団体等との協力関係が適切に図られている。
①	<p>【判断基準】</p> <p>a) 保育を実施する上で、福祉・医療関係、その他の機関・団体等と連携することの意義について保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 保育を実施する上で、福祉・医療関係、その他の機関・団体等と連携することの意義について保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 保育を実施する上で、福祉・医療関係、その他の機関・団体等と連携することの意義について保育所の方針が明文化されていない。</p>
<p>【I-2 他機関・団体等との連携等の特記事項】</p> <p>全職員が所持している「運営基本マニュアル」に、他の機関・団体等との連携が明記されており、年度当初の会議において職員に共有化されている。</p> <p>入園のしおりやホームページ上では、「法人パートナー」として明示しており、目指す保育事業の方向性が明確に示してある。</p>	

I-3 保育所の社会的責任	
(1) 地域社会における社会的な責任を図るための取り組みを行っている。	
評価結果	●保育所の専門機能等が地域で社会で活用されるための取り組みをしている。
①	<p>【判断基準】</p> <p>a) 保育所の持っている専門的な知識や能力を地域で活用するための保育所としての方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 保育所の持っている専門的な知識や能力を地域で活用するための保育所としての方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p>

		c) 保育所の持っている専門的な知識や能力を地域で活用するための保育所としての方針が明文化されていない。
(2) 保育の内容についての情報提供及び説明が適切に行われている。		
	評価結果	●保育内容に関する情報の提供を行っている。
①	a	【判断基準】 a) 保育内容に関する情報提供の意義・方法等について、保育所の方針が明文化されており、情報提供のあり方についての職員の共通認識を図る場が設けられている。 b) 保育内容に関する情報提供の意義・方法等について、保育所の方針が明文化されているが、情報提供のあり方について職員の共通認識を図る場が設けられていない。 c) 保育内容に関する情報提供の意義・方法等について、保育所の方針が明文化されていない。
	評価結果	●保育の実施にあたり、保護者等に説明し同意を得ている。
②	a	【判断基準】 a) 入所に先立って保護者に対して行う重要事項等の説明の意義・方法等が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。 b) 入所に先立って保護者に対して行う重要事項等の説明の意義・方法等が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。 c) 入所に先立って保護者に対して行う重要事項等の説明の意義・方法等が明文化されていない。
(3) 実習生・体験学習の受け入れが適切に行われている。		
	評価結果	●実習生・体験学習の受け入れが効果的に行われている。
①	a	【判断基準】 a) 実習生・体験学習の受け入れに関するマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。 b) 実習生・体験学習の受け入れに関するマニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。 c) 実習生・体験学習の受け入れに関するマニュアルの整備が十分ではない。
(4) ボランティアの受け入れが適切に行われている。		
	評価結果	●ボランティアの受入れに関する基本的な考え方の共通認識が図られている。
①	a	【判断基準】 a) ボランティア受入れに関するマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。 b) ボランティア受入れに関するマニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。 c) ボランティア受入れに関するマニュアルの整備が十分でない。
【I-3 保育所の社会的責任等の特記事項】 「園庭開放」「子育て相談」「施設見学」等がマニュアルに明記しており、保育所の専門機能が地域社会で活用できる基本姿勢が確立されている。又、参加者増加のために自治会役員との交流、回覧板の活用、案内書の配布等の積極的な活動が行われ地域社会に貢献している。 保育内容については、「入園のしおり」「施設見学」「入園事前説明会」「ホームページ」を活用することによって、明確な方針と詳細な内容の情報提供が行われている。「施設見学」は春からほぼ毎日十時～十一時の間で実施可能な体制が確立されている。		

入園の問い合わせについても、随時対応している。

実習生・ボランティアの受け入れはマニュアルに明記され、その運営に当たっては、希望者に対して、積極的に受け入れを行い、園長が面接を直接行ったうえで主任が受け入れる体制が確立している。

ホームページ上では、トップページにおいて保育事業の社会に対する責任の自覚と決意が、理事長・園長の保育事業に賭ける熱い思いとして簡潔に述べられている。

Ⅱ 保育所の運営

Ⅱ-1 事業計画	
(1) 保育の質の向上に向けた事業計画を策定している。	
評価結果	●保育の質の向上を目的とした中・長期的な計画が策定されている。
① a	【判断基準】 a) 保育の質の向上に向けた保育所としての中・長期的な計画が策定されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。 b) 保育の質の向上に向けた保育所としての中・長期的な計画が策定されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。 c) 保育の質の向上に向けた保育所としての中・長期的な計画が策定されていない。
評価結果	●中・長期的な計画に基づいて当該年度の事業計画が策定されている。
② a	【判断基準】 a) 中・長期的な計画に基づいた保育所としての当該年度の事業計画が策定されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。 b) 中・長期的な計画に基づいた保育所としての当該年度の事業計画が策定されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。 c) 中・長期的な計画に基づいた保育所としての当該年度の事業計画が策定されていない。
【Ⅱ-1 保育所の質の向上を目的とした事業計画等の特記事項】 2015年に向けての中長期計画についてはマインドマップ手法を用いて明確に定められている。3年間のスパンでは戦略的課題達成シートを用いて個々の目標を明確化している。 当該年度の事業計画においても、アンケート結果を参考にしながら、設備面、保育内容、今後の目標課題を明確にした「平成24年度ひよこ保育園事業計画」を策定している。 法人の理念、保育課程、法人の中長期事業計画・当該事業計画、戦略的課題達成シートがリンクしている。	

Ⅱ-2 体制及び責任	
(1) 保育所の運営が適切に行われている。	
評価結果	●保育所内の組織について職制・職務分掌を明確にしている。
① a	【判断基準】 a) 職制・職務分掌について職員ごとの分担や責任の範囲が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。 b) 職制・職務分掌について職員ごとの分担や責任の範囲が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。 c) 職制・職務分掌について職員ごとの分担や責任の範囲が明文化されていない。
評価結果	●引き継ぎは適切に行われている。
② a	【判断基準】 a) 引き継ぎについて保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。 b) 引き継ぎについて保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。

		c) 引き継ぎについて保育所の方針が明文化されていない。
<p>【Ⅱ-2 体制及び責任等の特記事項】</p> <p>運営基本マニュアルで職制・職務分掌を明示し、新年度会議にて職務分担表を配布し園長より直接説明により共通認識が図られている。年齢別年間計画・年齢別月間計画・未満児は個別に月間計画・年齢別週案・日案がネットワークの構築によりパソコンで関係職員が常時アクセスでき、職制・職務分掌と業務計画・体制及び責任の在り方が有機的に機能している。</p> <p>引き継ぎ事項はマニュアルにて明文化されており法人の基本理念の徹底が図られている。月例会議、看護会議、合同会議、給食会議、行事会議、クラス会議、リーダー会議等で共通認識が図られている。</p>		
<p>Ⅱ-3 経営状況の把握</p>		
<p>(1) 保育所の経営環境の変化等に適切に対応している。</p>		
	評価結果	●保育所の経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。
①	a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 保育所の経営を取りまく環境や経営状況を分析的に把握して改善に向けた取り組みを行い、かつ経営状況について職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 保育所の経営を取りまく環境や経営状況を分析的に把握して改善に向けた取り組みを行っているが、経営状況について職員の共通認識を図る場は設けられていない。</p> <p>c) 保育所の経営を取りまく環境や経営状況を分析的に把握も改善に向けた取り組みを行っていない。</p>
<p>【Ⅱ-3 経営状況の把握等の特記事項】</p> <p>高崎市からの資料や行事後の懇談で保護者からの意見や地域社会の動向を察知して解決すべき課題を発見する取り組みを行っている。さらに、社会福祉法人に特化した公認会計士と顧問契約を締結し、広く保育所の経営を取りまく環境や経営状況の把握に努め、そのアドバイスに従い改善が進行している。</p> <p>月例会議で必要の都度説明し、共通認識が図られている。</p>		

<p>Ⅱ-4 人事管理</p>		
<p>(1) 人事管理の体制が整備されている。</p>		
	評価結果	●保育の質を確保するための必要な人材に関するプランが確立している。
①	a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 保育の質を確保するための、必要な人材や人員体制を検討する体制ができており、保育の質の確保と人員体制に関して職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 保育の質を確保するための、必要な人材や人員体制を検討する体制ができていないが、保育の質の確保と人員体制に関して職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 保育の質を確保するための、必要な人材や人員体制を検討する体制ができていない。</p>
	評価結果	●人事考課が明確かつ客観的な基準により行われている。
②	a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 定期的な人事考課を実施しており、客観性・公平性・透明性を確保するための工夫や、職員の納得を得るための仕組みを整備している。</p> <p>b) 定期的な人事考課を実施しているが、客観性・公平性・透明性を確保するための工夫がなされていない。</p> <p>c) 定期的な人事考課を実施していない。</p>
<p>(2) 職員の就業環境に配慮がなされている。</p>		

	評価 結果	●職員の就業環境や意向を把握し職員をサポートする仕組みが構築されている。
①	a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 職員の就業環境や意向を定期的に把握し、かつ就業環境に問題がある場合には改善に向けて職員をサポートする仕組みが構築されている。</p> <p>b) 職員の就業環境や意向を定期的に把握しているが、問題があっても改善したり、職員をサポートする仕組みが構築されていない。</p> <p>c) 職員の就業環境や意向を把握していない。</p>
②	評価 結果	●福利厚生事業に積極的に取り組んでいる。
	a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 県単共済や福利厚生センター等の福利厚生事業に加入しており、かつ組織として独自の福利厚生事業を明文化しており、職員に説明する場を設けている。</p> <p>b) 県単共済や福利厚生センター等の福利厚生事業に加入しているが、組織として独自の福利厚生事業を明文化していない。</p> <p>c) 県単共済や福利厚生センター等の福利厚生事業に加入していない。</p>
<p>【Ⅱ-4 人事管理等の特記事項】</p> <p>保育の質を確保するために必要な人材や人員体制は月例会議で検討し、これを受けて理事会で新規採用計画を決定する体制が確立している。在職者の教育訓練計画はリーダー会議で策定している。人材診断で個人の特性を把握し担当する行事や係りを決定している。</p> <p>人事考課は「品質目標評価表」をベースに毎月行っている。</p> <p>職員の就業環境や意向の把握としては、自己申告書→上司の評価→園長面談の体制を確立し職員の意向の把握に努めている。</p> <p>県単共済に加入するとともに、慶弔規定を設け食事会や忘年会を実施する等の福利厚生事業に積極的に取り組んでいる。</p>		

Ⅲ 保育の内容

Ⅲ-1 子どもの権利擁護	
(1) 子どもの人権に配慮している。	
①	<p>評価結果 ●マニュアルが策定されており、共通認識を図る場も用意されている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 児童の権利条約等、権利擁護に関する情報を周知し、子どもの最善の利益について、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 児童の権利条約等、権利擁護に関する情報を周知しているが、子どもの最善の利益について、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 児童の権利条約等、子どもの権利擁護に関する情報を周知していない。</p>
②	<p>評価結果 ●不適切なかかわりを防止するためのマニュアルが策定されており、対応方法が定められている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもの不適切な関わりを防止するための保育所としてのマニュアルが整備されており、具体的な事例を分析し、何が言葉による脅かし、虐待等であるかについて共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 子どもの不適切な関わりを防止するための保育所としてのマニュアルが整備されているが、具体的な事例を分析し、何が言葉による脅かし、虐待等であるかについて共通認識を図る場は設けられていない。</p> <p>c) 子どもの不適切な関わりを防止するための保育所としてのマニュアルの整備が十分ではない。</p>
③	<p>評価結果 ●保育所内虐待等（拘束、暴言、暴力、無視、放置等）に備えた対応方法が定められている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 保育所内における虐待等について禁止事項・罰則規定が明文化され、虐待等が行われたり疑われたりした場合の対応策が定められている。</p> <p>b) 保育所内における虐待等について禁止事項・罰則規定が明文化されているが、虐待等が行われたり疑われたりした場合の対応策は定められていない。</p> <p>c) 保育所内における虐待等について禁止事項・罰則規定が明文化されていない。</p>
(2) 子どもの自尊心に配慮している。	
①	<p>評価結果 ●基本的な生活習慣や生理現象に関して、子どもの心を傷つけないよう配慮している。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) それぞれの生活習慣や家庭環境に配慮した、子どもの心を傷つける言動とは何かについての保育所の方針が明文化されており、具体的な事例を含め職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) それぞれの生活習慣や家庭環境に配慮した、子どもの心を傷つける言動とは何かについての保育所の方針が明文化されておらず、具体的な方針を含め職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) それぞれの生活習慣や家庭環境に配慮した、子どもの心を傷つける言動とは何かについての保育所の方針が明文化されていない。</p>
(3) プライバシーに配慮した保育所運営を行っている。	
①	<p>評価 ●プライバシーの保護が適切に行われる体制ができています。</p>

	結果	
	a	<p>【判断基準】</p> <p>a) プライバシー保護や守秘義務に関し、子どもや保護者等の情報の取り扱いに関するマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) プライバシー保護や守秘義務に関し、子どもや保護者等の情報の取り扱いに関するマニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) プライバシー保護や守秘義務に関し、子どもや保護者等の情報の取り扱いに関するマニュアルの整備が十分ではない。</p>
(4) 苦情解決ができる体制が適切である。		
	評価結果	●保護者からの苦情解決についての運用体制ができています。
①	a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 苦情解決の運用については、マニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 苦情解決の運用については、マニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 苦情解決の運用については、マニュアルの整備が十分ではない。</p>
<p>【Ⅲ-1 子どもの権利擁護等の特記事項】</p> <p>(1) -①「運営基本マニュアル」策定されており、保育方針として、子ども第一主義が掲げられている。また、新年度会議を行い職員間での共通認識を図る取り組みがなされている。</p> <p>(1) -②虐待防止マニュアルを策定し、全職員へ配布されている。また月一度品質評価を行い職員それぞれが自らの仕事を振り返る場を設けている。</p> <p>(1) -③保育所内で虐待防止マニュアルが策定されており、発見時の対応に至るまでが明文化されている。</p> <p>(2) -①品質目標の中に、明文化されている。また、個々の発達度合いに合わせ対応が出来るよう、月例会議において、「各クラスより」という項目を設け、その時々の子供の状況を把握し、全職員が適切な対応をするように、情報を共有している。必要に応じて、ケース会を行い、ケース会議録において全職員に周知している。</p> <p>(3) -①個人情報管理規定が設けられ、プライバシーや守秘義務についての研修が行われている。今後も継続して研修を行うことが検討されている。</p> <p>(4) -①苦情対応マニュアルが策定されている、意見箱を正門横に設置、苦情対応についての張り紙を玄関に掲示し、保護者が意見を出せるための取り組みがなされている。行事後にアンケートを取り、その対応策について行事会議の中で話し合う場を設けている。年度末、保護者アンケートをとり、次年度へ反映している。</p>		

Ⅲ-2 養護に関わるねらい及び内容		
(1) 『生命の保持』に関する援助が適切である。		
	評価結果	●『生命の保持』に関する援助が適切に行われている。
①	a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 『生命の保持』に関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられており、指導計画に反映されている。</p> <p>b) 『生命の保持』に関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられているが、指導計画への反映が十分ではない。</p>

		c) 『生命の保持』に関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられていない。
(2) 『情緒の安定』に関する援助が適切である。		
	評価結果	●子どもの『情緒の安定』を図るための援助が適切に行われている。
①	a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもの『情緒の安定』を図ることに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられており、指導計画に反映されている。</p> <p>b) 子どもの『情緒の安定』を図ることに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられているが、指導計画への反映が十分ではない。</p> <p>c) 子どもの『情緒の安定』を図ることに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p>
(3) 子どもが心地よく過ごすことのできる生活環境に配慮している。		
	評価結果	●子どもが心地よく落ち着いて生活できるような環境づくりの取り組みを行っている。
①	a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもにとって温かな親しみとくつろぎの場となるような保育室の雰囲気・環境作りについて保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 子どもにとって温かな親しみとくつろぎの場となるような保育室の雰囲気・環境作りについて保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 子どもにとって温かな親しみとくつろぎの場となるような保育室の雰囲気・環境作りについて保育所の方針が明文化されていない。</p>
(4) 食事の援助が適切である。		
	評価結果	●職員間の連携を図り、給食内容の向上などに務めている。
①	a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもの心身の発達における給食のもつ意味について保育所の方針が明文化されており、給食担当者と保育士の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 子どもの心身の発達における給食のもつ意味について保育所の方針が明文化されているが、給食担当者と保育士の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 子どもの心身の発達における給食のもつ意味について保育所の方針が明文化されていない。</p>
	評価結果	●子ども一人ひとりの状況に応じた食事に配慮している。
②	a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 子ども一人ひとりの状況に配慮した食事のあり方について保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 子ども一人ひとりの状況に配慮した食事のあり方について保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 子ども一人ひとりの状況に配慮した食事のあり方について保育所の方針が明文化されていない。</p>
(5) 排泄の援助が適切である。		
①	評価結果	●子どもに対する排泄の援助が適切に行われている。
	a	【判断基準】

	<p>a) 子ども一人ひとりの状況に配慮した排泄の援助について保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 子ども一人ひとりの状況に配慮した排泄の援助について保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 子ども一人ひとりの状況に配慮した排泄の援助について保育所の方針が明文化されていない。</p>
--	--

(6) 子どもの睡眠に関する援助が適切に行われている。

評価結果	●子どもの睡眠に関する環境づくりに配慮している。
① a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 落ち着いて睡眠できるような雰囲気作りや安全で清潔な睡眠時の環境づくりについて保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 落ち着いて睡眠できるような雰囲気作りや安全で清潔な睡眠時の環境づくりについて保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 落ち着いて睡眠できるような雰囲気作りや安全で清潔な睡眠時の環境づくりについて保育所の方針が明文化されていない。</p>

【Ⅲ-2 養護等に関わる特記事項】

- (1) -①保育指針の中に明記されている。保育指針は各クラス、事務所に設置され全職員が常時振り返ることが出来るようになっている。個別の指導計画の中に生命の保持についてが反映されている。
- (2) -①保育指針の中に、明記されている。月例会議の中でも、子どもたちの要求・欲求を満たし、情緒の安定がより図れるよう、「トラブル報告」「ヒヤリハット」を行い、よりよい保育について職員の考える場が設けられている。
- (3) -①各クラスの掲示物は子供たちも参加できるようなものを取り入れるなど、子どもたちが心地よくいられる環境づくりが行われている。月例会議にて、季節に合わせた環境作り（加湿器の使用等）についても話し合いが行われている。
- (4) -①保育指針の中で食事の目標について明記されている。毎月給食会議が行われ、喫食状況などの話し合いが行われ、共通認識を持つ場となっている。
- (4) -②保育指針の中に食事の目標について明記されている。給食会議の中で、アレルギー食についての対応など、子どもたちが給食を楽しめるよう話し合いが行われている。
- (5) -①保育指針の中に策定されている。支援の在り方について、品質目標の中で各職員が評価を行い子供たち一人ひとりの支援については各個人の保育目標の中で支援計画が作られている。
- (6) -①保育指針の中で策定されている。午睡時には、カーテンを閉め、オルゴールCDの使用、読み聞かせ、未満児にはゆりかごやベビーベットを使用するなど快適な環境となるように配慮されている。0・1・2歳児には15分おきにブレスチェックが行われている。

Ⅲ-3 教育に関わるねらい及び内容

(1) 子どもの『健康』に関する援助が適切である。

評価結果	●『健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う』ための援助が適切である。
① a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 『健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられており、指導計画に反映されている。</p> <p>b) 『健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられているが、指導計画への反映が十分ではない。</p>

		c) 『健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられていない。
(2) 『人間関係』に関する援助が適切である。		
	評価結果	● 『自立心を育て、人と関わる力を養う』ための援助が適切に行われている。
①	a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 『他の人々と楽しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられており、指導計画に反映されている。</p> <p>b) 『他の人々と楽しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられているが、指導計画への反映が十分ではない。</p> <p>c) 『他の人々と楽しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p>
(3) 『環境』に関する援助が適切に行われている。		
	評価結果	● 『周囲の様々な環境に好奇心や探求心をもって関わる』ことができるような援助が適切に行われている。
①	a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 『周囲の様々な環境に好奇心や探求心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられており、指導計画に反映されている。</p> <p>b) 『周囲の様々な環境に好奇心や探求心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられているが、指導計画への反映が十分ではない。</p> <p>c) 『周囲の様々な環境に好奇心や探求心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p>
(4) 『言葉』に関する援助が適切に行われている。		
	評価結果	● 『言葉』に関する援助が適切に行われている。
①	a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 『経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられており、指導計画に反映されている。</p> <p>b) 『経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられているが、指導計画への反映が十分ではない。</p> <p>c) 『経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p>
(5) 『表現』に関する援助が適切である。		
①	評価結果	● 『表現』に関する援助が適切に行われている。
	a	【判断基準】

	<p>a) 『感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊にする』 ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられており、指導計画に反映されている。</p> <p>b) 『感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊にする』 ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられているが、指導計画への反映が十分ではない。</p> <p>c) 『感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊にする』 ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p>
<p>【Ⅲ-3 教育等に関わる特記事項】</p> <p>(1) -①保育指針の中に、体力づくり健康管理が明記、指導計画の中にも「冬でも外遊び」などが明記されている、また、4・5歳児はスイミング・体操教室・サッカー教室等課外活動も積極的に取り入れ、子どもたちが普段の生活の中で健康作りが出来るよう工夫されている。課外活動については年度初めに年間行事予定表が職員に配布され、共通認識を持って取り組んでいる。</p> <p>(2) -①運営基本マニュアルの中で年齢別に援助の在り方が策定されている。「年間保育計画」「月案」「週案」に基づき園生活を通し、様々な人と関わり、社会生活における、望ましい習慣や態度を養うための援助が適切に行われている。</p> <p>(3) -①運営基本マニュアルの中に年齢別に策定されている。「年間保育計画」「月案」の中で、季節ごとに「氷作り」「もちつき」「どんぐり、松ぼっくりを子供たちが集めて工作」など子供たちが園生活を通し、季節を感じられ、好奇心、探究心を持てるような取り組みが行われている。</p> <p>(4) -①「保育指針」中に明記されている。保育目標の中に、「言葉」に対しての目標が明記されており、クラス会議の中で、実践されているかどうか、職員が確認する場を設けている。</p> <p>(5) -①「保育目標」中に明記されている。「年間保育計画」「月案」に基づき、製作、リトミック、縦割保育で様々な年齢との関わりを持つ場も設けられているなどで子どもたちが感じたことを、表現するための援助が適切に行われている。</p>	

<p>Ⅲ-4 保育の実施上の配慮事項</p>	
<p>(1) 子ども一人ひとりの状況や意向を尊重している。</p>	
<p>①</p>	<p>評価結果 ●子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 子ども一人ひとりの気持ちや状況を受容するための保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 子ども一人ひとりの気持ちや状況を受容するための保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 子ども一人ひとりの気持ちや状況を受容するための保育所の方針が明文化されていない。</p>
<p>②</p>	<p>評価結果 ●子どもの主体性を育てるための配慮を行っている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもの主体性を育てるための援助のあり方について保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 子どもの主体性を育てるための援助のあり方について保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 子どもの主体性を育てるための援助のあり方について保育所の方針が明文化されていない。</p>

(2) 子どもの社会性を育てるための援助が適切である。	
評価結果	●子どもの社会性を育てるための配慮を行っている。
① a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもの社会性を育てるための援助のあり方について保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 子どもの社会性を育てるための援助のあり方について保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 子どもの社会性を育てるための援助のあり方について保育所の方針が明文化されていない。</p>
(3) 性差への配慮をしている。	
評価結果	●性差の先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないような援助を行っている。
① b	<p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもに対して、性差に基づいた不適切な関わりを防止するための保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 子どもに対して、性差に基づいた不適切な関わりを防止するための保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 子どもに対して、性差に基づいた不適切な関わりを防止するための保育所の方針が明文化されていない。</p>
(4) 国籍や文化の違いに対する配慮をしている。	
評価結果	●国籍や文化の違いに配慮した援助を行っている。
① a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもの国籍や文化による生活習慣の違いに対する援助の仕方について保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 子どもの国籍や文化による生活習慣の違いに対する援助の仕方について保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 子どもの国籍や文化による生活習慣の違いに対する援助の仕方について保育所の方針が明文化されていない。</p>
(5) 乳児保育の実施が適切である。	
評価結果	●乳児保育のための環境が整備されている。
① a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 乳児の安全と衛生への配慮についてのマニュアルを整備し、関係する職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 乳児の安全と衛生への配慮についてのマニュアルは整備されているが、関係する職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 乳児の安全と衛生への配慮についてのマニュアルが整備されていない。</p>
② 評価結果	●乳児保育のための個別援助計画が適切に作成されている。

a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 家庭調査票等に基づいて乳児一人ひとりに対する個別援助計画を策定するための保育所の方針が明文化され、関係する職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 家庭調査票等に基づいて乳児一人ひとりに対する個別援助計画を策定するための保育所の方針が明文化されているが、関係する職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 家庭調査票等に基づいて乳児一人ひとりに対する個別援助計画を策定するための保育所の方針が明文化されていない。</p>
---	---

<p>【Ⅲ-4 保育の実施上の配慮等に関わる特記事項】</p> <p>(1) -①運営基本マニュアルが策定されている。月例会議で「各クラスより」の項目からクラスの状況を報告し職員が共通認識を持つことが出来るようになっている。また、未満児に対しては、個別の月案を作成し、1人ひとりの状況にあった対応を適切に実施している。</p> <p>(1) -②運営基本マニュアルに主体性を持たせるための援助の在り方が策定されている。日誌の中で日々のねらいを定め、大掃除、ロッカーの管理など、普段の生活の中から主体性を持つことが出来るような保育が実施されている。</p> <p>(2) -①運営基本マニュアルに策定されている。「年間保育計画」「月案」に基づき決まりごとやルールを身につけられるような配慮がされている。交通安全センターや高齢者施設へ行くなど、課外活動も年間計画に基づき様々な取り組みがされている。</p> <p>(3) -①色分けをしない、トイレのスリッパを様々な色の中から自分で選べるなどの性差をしない援助がおこなわれているが明文化されていない。</p> <p>(4) -①運営基本マニュアルに明記されている。国籍や文化の違いに配慮し、受入に関しては「月例会議」「給食会議」の中で食事についての対応など細かな配慮が行われている。</p> <p>(5) -①保育指針の中に6ヵ月未満児の保育内容について明記されている。安全衛生面について、月例会議で「ヒヤリハット報告」を行い、職員間での共通認識を持つ配慮がされている。</p> <p>(5) -②運営基本マニュアルが策定されている。0・1・2歳時に関しては入園児の家庭調査票や児童表を作成し、一人ひとりの生育歴を把握している。日々の連絡ノートでの情報も踏まえられた個別の保育計画が作成及び実践されている。</p>	
---	--

<p>Ⅲ-5 障害のある子どもの保育</p> <p>(1) 障害のある子どもの保育の実施が適切である。</p>	
①	<p>評価結果</p> <p>●障害のある子どもの保育のための個別援助計画が適切に策定されている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 障害等、特別な援助を必要とする子ども一人ひとりに対する個別援助計画を策定するための保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 障害等、特別な援助を必要とする子ども一人ひとりに対する個別援助計画を策定するための保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 障害等、特別な援助を必要とする子ども一人ひとりに対する個別援助計画を策定するための保育所の方針が明文化されていない。</p>
<p>【Ⅲ-5 障害のある子どもへの特記事項】</p> <p>(1) -①運営基本マニュアルが策定されている。保育指針にも明記されており、月例会議においても、職員間での共通認識が行われている。外部研修等も利用し、研修報告を行うことで、全職員が情報を共有している。</p>	

IV 保育の計画及び評価

IV-1 保育課程・指導計画の管理体制	
(1) 保育課程・指導計画(年間・月案・週案)に関する責任体制が明確である。	
評価結果	●保育課程・指導計画の作成、実施において責任者が定められている。
① a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 保育課程・指導計画の作成を統括する担当者及びその実施状況を総合的に管理する責任者を置き、責任者による指導助言の場が定期的かつ必要に応じて設けられている。</p> <p>b) 保育課程・指導計画の作成を統括する担当者及びその実施状況を総合的に管理する責任者を置いているが、責任者による指導助言の場が定期的かつ必要に応じて設けられていない。</p> <p>c) 保育課程・指導計画の作成を統括する担当者及びその実施状況を総合的に管理する責任者を置いていない。</p>
評価結果	●保育課程・指導計画の作成・変更に対応する体制が整備されている。
② a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 保育課程・指導計画の作成及び変更の必要性が生じた場合、責任者に報告される体制が整備されており、その内容について、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 保育課程・指導計画の作成及び変更の必要性が生じた場合、責任者に報告される体制が整備されているが、その内容について、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 保育課程・指導計画の作成及び変更の必要性が生じた場合、責任者に報告される体制が整備されていない。</p>
<p>【IV-1 保育課程・指導計画等の特記事項】</p> <p>(1) ①運営基本マニュアルに計画の作成、実施の各責任者の役割が定められている。「年間保育計画」「月案」「週案」が作成され、計画の実施に対して、クラス会議を行い、責任者が助言を行うことができるようになっている。</p> <p>(1) ②運営基本マニュアルに計画の作成・変更までの取り決めが明記されている。計画の実施変更については月例会議の中で報告がされており、共通認識が図られている。</p>	

IV-2 保育課程・指導計画の策定	
(1) 子ども一人ひとりの実態に即した指導計画が策定されている。	
評価結果	●子どもの情報(事実)を把握している。
① a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもの身体状況や生活状況等の情報を把握するために保育所として家庭調査票等の様式が整備され、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 子どもの身体状況や生活状況等の情報を把握するために保育所として家庭調査票等の様式が整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 保育所として家庭調査票等の様式が整備されていない。</p>
評価結果	●子どもの個別性に配慮した指導計画となっている。
② a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 3歳以上児の指導計画に個別性に配慮するための欄があり、その意義や方法について職員の共通認識を図る場が設けられている。</p>

	<p>b) 3歳以上児の指導計画に個別性に配慮するための欄はあるが、その意義や方法について職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 3歳以上児の指導計画に個別性に配慮するための欄がない。</p>
<p>【IV-2 子どもの実態に即した指導計画策定の特記事項】</p> <p>(1) -①一人ひとりの情報を把握するための家庭調査票は、データで管理され、必要に応じて職員が確認できるようになっている。予防接種台帳も作成され、看護師がチェックしている。</p> <p>(1) -②3歳以上児に対しては、指導計画はクラス単位だが、児童表で個別管理されている。成長段階が個別に記録されており、状態の把握は個別にできている。今後は個別の指導目標の項目を新たに作成する計画となっている。</p>	

<p>IV-3 保育の実施</p>	
<p>(1) 保育の実施にあたり、記録化と話し合いが適切に行われている。</p>	
<p>評価結果</p>	<p>●保育の実施に関わる記録が整備されている。</p>
<p>① a</p>	<p>【判断基準】</p> <p>a) 保育の実施記録のあり方について保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 保育の実施記録のあり方について保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 保育の実施記録のあり方について保育所の方針が明文化されていない。</p>
<p>評価結果</p>	<p>●保育における会議内容について職員の共通認識を図る体制が整備されている。</p>
<p>② a</p>	<p>【判断基準】</p> <p>a) 保育所における会議の種類(名称)と話し合われる内容等が明文化されており、会議内容について職員の共通認識を図る体制が整備されている。</p> <p>b) 保育所における会議の種類(名称)と話し合われる内容等が明文化されているが、会議内容について職員の共通認識を図る体制の整備が十分ではない。</p> <p>c) 保育所における会議の種類(名称)と話し合われる内容等が明文化されていない。</p>
<p>(2) 保育の実施にあたり、各種マニュアルの見直しが行われている。</p>	
<p>評価結果</p>	<p>●保育の実施にあたり、各種マニュアル類(明文化された方針等を含む)は検証・見直しがされている。</p>
<p>① a</p>	<p>【判断基準】</p> <p>a) 各種マニュアル類(明文化された方針等を含む)について年度ごとの検証・見直しの方法が明文化されており、検証・見直しされた内容について職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 各種マニュアル類について年度ごとの検証・見直しの方法が明文化されているが、検証・見直しされた内容について職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 各種マニュアル類について年度ごとの検証・見直しの方法が明文化されていない。</p>
<p>【IV-3 保育の実施・記録と話し合い等の特記事項】</p> <p>(1) -①運営基本マニュアルの中に、保育記録の在り方について明記されている。職員間での共通認識を図るために、「月例会議」「行事会議」「給食会議」「クラス会議」「リーダー会議」などが設けられている。</p>	

(1) -②運営基本マニュアルの中に各会議の役割が明記されており、会議の種類によって、月例会議での報告、会議議事録の回覧など、職員間での共通認識を持つための体制が確立されている。

(2) -①運営基本マニュアルの中に年1回の見直しが明記されている。その他、保護者アンケートなどの意見により、改定をすることによりサービスの向上が見込まれる場合には、月例会議で話し合うなど、よりよいものに変えていくための、職員の共通認識が図られている。

IV-4 保育課程・指導計画の評価・変更

(1) 保育の内容を評価しその結果により、保育課程・指導計画を見直している。

①	評価結果	●指導計画の種類により評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を見直している。
	a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 保育所として保育課程・指導計画の具体的な評価方法が明文化されており、評価結果・見直し内容について関係する職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 保育所として保育課程・指導計画の具体的な評価方法が明文化されているが、評価結果・見直し内容について関係する職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 保育所として保育課程・指導計画の具体的な評価方法が明文化されていない。</p>

【IV-4 保育課程・指導計画の変更等の特記事項】

(1) -①リーダー会議の中で、保育課程の見直しが行われている。11月に実施される行事アンケートや3月の保護者アンケートを行い、指導計画の見直しが行われている。月例会議の中でも話し合いが行われ、職員間の共通認識が図られている。

IV-5 保育の内容等の自己評価

(1) 保育の内容等の自己評価が適切に行われている。

①	評価結果	●保育所における自己評価の体制が整備されている。
	a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 保育内容の自己評価の方法等について保育所の方針が明文化されており、自己評価の意義について職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 保育内容の自己評価の方法等について保育所の方針が明文化されているが、自己評価の意義について職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 保育内容の自己評価の方法等について保育所の方針が明文化されていない。</p>

【IV-5 保育内容の自己評価等の特記事項】

(1) -①運営基本マニュアルに基づいて自己評価体制が整えられている。品質評価を月一回行い、会議については「月例会議」の中で報告、情報が共有されている。年度末には自己評価を行い、結果の分析が行われ、次年度の更なるサービスの向上に向けた取り組みを各職員が行う体制が出来ている。

V 健康及び安全

V-1 健康管理	
(1) 健康管理が適切に行われている。	
評価結果	●子どもの健康管理に関する『保健計画』が適切である。
① a	【判断基準】 a) 子どもの健康管理に関する『保健計画』を作成・実施するための保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。 b) 子どもの健康管理に関する『保健計画』を作成・実施するための保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。 c) 子どもの健康管理に関する『保健計画』を作成・実施するための保育所の方針が明文化されていない。
評価結果	●アレルギー疾患をもつ子どもに対しては、適切な対応をとっている。
② a	【判断基準】 a) アレルギーをもつ子どもに対応するための保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。 b) アレルギーをもつ子どもに対応するための保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。 c) アレルギーをもつ子どもに対応するための保育所の方針が明文化されていない。
(2) 与薬の体制が適切である。	
評価結果	●与薬が適切に行われるような体制になっている。
① a	【判断基準】 a) 与薬についてのマニュアルを整備し、職員の共通認識を図る場が設けられている。 b) 与薬についてのマニュアルを整備しているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。 c) 与薬についてのマニュアルの整備は十分ではない。
【V-1 健康管理等の特記事項】 (1) ー①運営基本マニュアルに策定されている。年度ごとに保育課程、食育計画、保健計画を作成し、各部屋に掲示されている。「月例会議」「クラス会議」において共通認識が図られている。特に未満児に対しては、朝・午睡後の検温を徹底している。また病児記録の周知を行い、全クラスの予防接種台帳の記録と作成を行い、個別に健康状態が把握できるようになっている。 (1) ー②運営基本マニュアルにアレルギー対応の方針について明記されており、「給食会議」において職員間の共通認識が図られている。適切な対応が行われるよう、アレルギーのある園児には医師の診断書が提出され、「食物アレルギー連絡帳」などの書類が整備され、医師、看護師、栄養士、保育士がそれぞれ連携を取って対応できる体制となっている。 (2) ー①運営基本マニュアルに与薬の方針について明記されている。園での与薬について、入園時説明会で保護者へ書類が配布、説明されている。「与薬指示書」(医者)「保護者の申請書」(保護者)をもとに看護師管理のもと与薬が行われている。	

V-2 安全管理

(1) 事故防止・犯罪のための取り組みを行っている。

① 評価	●事故防止・防犯のための体制が適切である。
------	-----------------------

	結果	
		<p>【判断基準】</p> <p>a) 保育中に発生した事故(事件)の事例、事故(事件)につながりそうになった事例の分析に基づいた事故防止・防犯のための体制が整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>a) b) 保育中に発生した事故(事件)の事例、事故(事件)につながりそうになった事例の分析に基づいた事故防止・防犯のための体制が整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 保育中に発生した事故(事件)の事例、事故(事件)につながりそうになった事例の分析に基づいた事故防止・防犯のための体制が整備されていない。</p>
(2) 事故や災害発生時の対応体制が確立している。		
	評価結果	●事故(けが、急病等)や災害に適切に対応できるマニュアルがあり、職員の共通認識が図られている。
①	a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 事故や災害に適切に対応するためのマニュアルを整備しており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 事故や災害に適切に対応するためのマニュアルを整備しているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 事故や災害に適切に対応するためのマニュアルの整備は十分ではない。</p>
<p>【V-2 安全管理等の特記事項】</p> <p>(1) ー①運営基本マニュアルに事故防止について規定されている。月例会議で「トラブル報告」「ヒヤリハット」などが報告、話し合いがなされている。通院するような怪我の場合には、是正処置書を作成する。</p> <p>(2) ー①運営基本マニュアルの中に、「災害時対応マニュアル」が規定されている。毎月の防災訓練、年2回の防犯訓練が年間計画に盛り込まれており、職員全員がより適切に対応できるための取り組みがなされている。災害時の役割分担表が作成され、それを職員室に掲示して、全職員が確認できるようになっている。</p>		

V-3 衛生管理・感染症対策		
(1) 衛生管理ならびに感染症対策が適切に行われている。		
	評価結果	●衛生管理に関するマニュアルを整備し、職員の共通認識が図られている。
①	a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 保育所の実態に応じた衛生管理に関するマニュアルを整備しており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 保育所の実態に応じた衛生管理に関するマニュアルを整備しているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 保育所の実態に応じた衛生管理に関するマニュアルの整備は十分ではない。</p>
	評価結果	●感染症・食中毒等への対応は適切である。
②	a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 感染症・食中毒等への対応についてのマニュアルを整備しており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 感染症・食中毒等への対応についてのマニュアルを整備しているが、職員の共通認識を図る</p>

	場が設けられていない。 c) 感染症・食中毒等への対応についてのマニュアルの整備は十分ではない。
<p>【V-3 衛生管理・感染症対策等の特記事項】</p> <p>(1) -①保健衛生マニュアル策定がされている。園内、プール、調理室、砂場、園庭に対してなど様々なチェック項目が設けられており、職員に配布され、職員間での共通認識が図られている。毎日確認作業が行われている。</p> <p>(2) -①保健衛生マニュアルの中で、感染症、食中毒についての対応が明記されている。おう吐物の処理セットが各教室に置かれ、処理手順も一緒に掲示されている。また、園内で衛生管理と感染症対策の研修を実施するとともに、外部研修も利用している。研修内容については月例会議で報告を行い、職員間での情報の共有が出来ている。</p>	

V-4 食育	
(1) 食育が適切に行われている。	
評価結果	●食育に関する計画が適切である。
①	<p>【判断基準】</p> <p>a) 『食育の計画』を作成・実施するための保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 『食育の計画』を作成・実施するための保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 『食育の計画』を作成・実施するための保育所の方針が明文化されていない。</p>
評価結果	●食事を楽しくおいしく食べるための工夫をしている。
②	<p>【判断基準】</p> <p>a) 食事を楽しくおいしく食べるための保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 食事を楽しくおいしく食べるための保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 食事を楽しくおいしく食べるための保育所の方針が明文化されていない。</p>
<p>【V-4 食育等の特記事項】</p> <p>(1) -①運営基本マニュアルに基づき年間食育計画が作成されている。各部屋に掲示され、全職員の共通認識が図られている。園児が素材を理解できるような企画になっており、全学年が参加するもの(ひよこまつり)、3歳以上児が参加するもの、年長児のみが参加するもの等が決められている。毎月の給食会議で見直しが行われ、状況によっては参加対象者を変えるなど、子どもたちが様々なことを体験できるよう、柔軟な対応がなされている。</p> <p>(1) -②運営基本マニュアルの中に、食事を楽しくおいしく食べるという方針が明文化されており、毎月の「給食会議」で様々な楽しく食べるための取り組みがなされている。取り組みの一つとして、3歳以上児は毎日ランチルームで食事をしている。縦割り保育(毎週金曜)の時には一つのテーブルに様々な学年の園児と一緒に食事が出来るようになっている。食事の際、給食職員による「食育」が行われ、食材を理解するための説明が行われている。春はこいのぼりのミートローフ、秋には月見うどんなど、季節の行事を食事からも感じる事が出来るようなメニュー構成になっている。年長児は、さんまを園庭で焼き、焼く前との変化を感じたり、正しい魚の食べ方などを体験(秋は秋刀魚を一匹まるごときれいに食べる)したりできるようになっている。</p>	

VI 保護者に対する援助

VI-1 保護者との連携	
(1) 保護者との協力関係が適切に図られている。	
評価結果	●保護者への情報提供・協力関係が適切である。
① a	【判断基準】 a) 保護者への情報提供と協力関係を円滑にするための保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。 b) 保護者への情報提供と協力関係を円滑にするための保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。 c) 保護者への情報提供と協力関係を円滑にするための保育所の方針が明文化されていない。
【VI-1 保護者との協力関係の特記事項】 (1) ー①運営基本マニュアルに保護者への情報提供と協力関係を円滑にするとの方針が明記されており、職員間での共通認識が図られている。登録制でネットワークカメラの映像が見られる。感染症や食育活動の報告など、ホームページ、メール配信、掲示板を用いて保護者への情報提供が積極的に行われている。日々の送迎時にも保護者との話し合いの時間を設けるなど円滑な協力関係が保たれるための努力がなされている。	

VI-2 子育て支援（相談対応）	
(1) 入所児童の保護者の育児援助を行っている。	
評価結果	●保護者からの子育てに関する多様な相談に対応する体制が適切である。
① a	【判断基準】 a) 入所児童の保護者との情報交換や相談に対応するためのマニュアルを整備しており、職員の共通認識を図る場が設けられている。 b) 入所児童の保護者との情報交換や相談に対応するためのマニュアルを整備しているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。 c) 入所児童の保護者との情報交換や相談に対応するためのマニュアルの整備は十分ではない。
(2) 地域の子育て支援を行っている。	
評価結果	●地域の子育て家庭を対象とする子育て支援のための取り組みを行っている。
① a	【判断基準】 a) 地域の子育て支援のための保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。 b) 地域の子育て支援のための保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。 c) 地域の子育て支援のための保育所の方針が明文化されていない。
(3) 虐待を受けていると疑われる子どもへの対応を行っている。	
評価結果	●虐待を受けていると疑われる子どもとその保護者に対して、的確かつ早期に対応できる体制になっている。
①	【判断基準】 a) 虐待を受けていると疑われる子どもとその保護者への対応マニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。

	a	<p>b) 虐待を受けていると疑われる子どもとその保護者への対応マニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 虐待を受けていると疑われる子どもとその保護者への対応マニュアルの整備は十分ではない。</p>
<p>【VI-3 虐待対応等の特記事項】</p> <p>(1) ①運営基本マニュアルに子育て支援についての方針が明文化されており、職員間の共通認識が図られている。保護者からの相談に対応するため、外部研修を利用し、月例会議で研修報告を行うことにより、職員間で情報共有がされている。</p> <p>(2) ①運営基本マニュアルに地域への子育て支援について明文化されている。週一回の園庭開放、月一回の行事（読み聞かせ等）を実施し、園児と地域の他の子供たちとの交流が持てるようになっている。</p> <p>(3) ①運営基本マニュアルの中に虐待防止について明文化され、職員間の共通認識が図られている。虐待発見時から援助までの手順も規定されており、保護者からの相談等、個別の事案については相談記録等を活用し、虐待の防止、早期発見に努めている。また、群馬県からの相談窓口等のリーフレットを配布するなど、保護者に対しての情報提供も積極的に行われている。外部研修などで他園の事例も収集し、職員が認識を高めるための体制がとられている。</p>		

VII 職員の資質向上

VII-1 施設長の責務	
(1) 施設長の責任が明確にされている。	
①	<p>評価結果 ●施設長の責任が明示され、説明されている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 施設長の責任が明文化されており、職員や保護者に対して説明をしている。</p> <p>b) 施設長の責任が明文化されているが、職員や保護者に対する説明はしていない。</p> <p>c) 施設長の責任が明文化されていない。</p>
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。	
①	<p>評価結果 ●施設長はその専門性等を高め、職員が意欲的に取り組めるような組織作りをしている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 施設長は、『保育所を取り巻く社会情勢などを踏まえ、その専門性等の向上に努めており。かつ、職員が保育所の課題について共通理解を深め、協力して改善に努めることができるような体制』作りをしている。</p> <p>b) 施設長は、『保育所を取り巻く社会情勢などを踏まえ、その専門性等の向上に努めており。かつ、職員が保育所の課題について共通理解を深め、協力して改善に努めることができるような体制』作りはしていない。</p> <p>c) 施設長は、『保育所を取り巻く社会情勢などを踏まえ、その専門性等の向上に努め』ていない。</p>
<p>【VI-1 施設長の責務等の特記事項】</p> <p>(1) マニュアルに組織図を記載し、職務分担表に園長の責任が明記してある。又、新年度会議において、新年度の職務分担の説明をする中で、園長の責任について明確にしている。入園式において保護者・園児・職員の前で園長の責任について、説明している。</p> <p>(2) 法人の理事長が県や国の資料や情報の収集と県内の同業他法人の経営者や異業種の経営者の意見も収集するとともに、園長が高崎市保育協議会の資料や情報の収集をしている。それらの資料や情報や意見について、理事長と園長が研究・協議した結果を職員会議で発表し、園長ノートに記載することにより、職員に対する啓発活動を組織的・計画的に行っている。職員が保育所の課題解決や専門性を高めるための自己申告書も完備している。</p>	

VII-2 職員の研修等	
(1) 職員の研修体制が確立している。	
①	<p>評価結果 ●職員の資質向上に関する目標を設定している。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 職員の知識や技術等の修得に関する具体的な目標を単年度毎に設定しており、担当者を中心にした職員研修を組織的に計画推進するための体制ができている。</p> <p>b) 職員の知識や技術等の修得に関する具体的な目標を単年度毎に設定しているが、担当者を中心にした職員研修を組織的に計画推進するための体制ができていない。</p> <p>c) 職員の知識や技術等の修得に関する具体的な目標を単年度毎に設定していない。</p>
②	<p>評価結果 ●職員の研修ニーズに基づく研修計画を策定している。</p>

	a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 職員一人ひとりの研修ニーズを把握する機会が設けられ、それに基づいた具体的な研修計画が策定されている。</p> <p>b) 職員一人ひとりの研修ニーズを把握する機会が設けられているが、それに基づいた具体的な研修計画が策定されていない。</p> <p>c) 職員一人ひとりの研修ニーズを把握する機会が設けられていない。</p>
<p>【VII-2 職員の研修体制等の特記事項】</p> <p>(1) 園長が研修責任者として、保育所を取り巻く社会情勢の変化を捉えた法人の中期計画に沿った保育の質の向上のために、職員一人ひとりが成すべき役割を踏まえたうえでの研修希望を把握するための仕組みとして自己申告制度がある。職員の自己申告書をもとに園長が面接を行ったうえで、研修の種類を決め、目標を設定する仕組みがある。</p>		